

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高松東南部土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	淀谷 和幸	高松市川島東町649番地1	令和4年2月1日
〃	横山 義隆	高松市川島本町32番地3	〃
〃	矢代 正己	高松市下田井町174番地	〃
〃	十河 正昭	高松市東山崎町1160番地1	〃
〃	川東 敬幸	高松市亀田南町601番地2	〃
〃	橘 勝住	高松市十川東町110番地1	〃
〃	穴吹 光雄	高松市亀田町74番地1	〃
〃	横井 豊	高松市前田西町1058番地12	〃